

# 水循環基本法の概要

## 目的（第1条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 定義（第2条）

### 1. 水循環

→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

### 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念（第3条）

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務（第4条～第7条）

○関係者相互の連携及び協力（第8条）

○施策の基本方針（第9条）

○水の日（8月1日）（第10条）

○法制上の措置等（第11条）

○年次報告（第12条）

## 水循環基本計画（第13条）

### 基本的施策（第14条～第21条）

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部（第22条～第30条）

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組  
織

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員：全ての国務大臣

# 水循環基本法における水循環基本計画等の動きについて

## 1. 水循環基本法に基づき水循環政策本部が設置

(水循環基本法：H26.4 公布、H26.7 施行)

## 2. 構成員

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、水循環政策担当大臣（太田国土交通大臣）

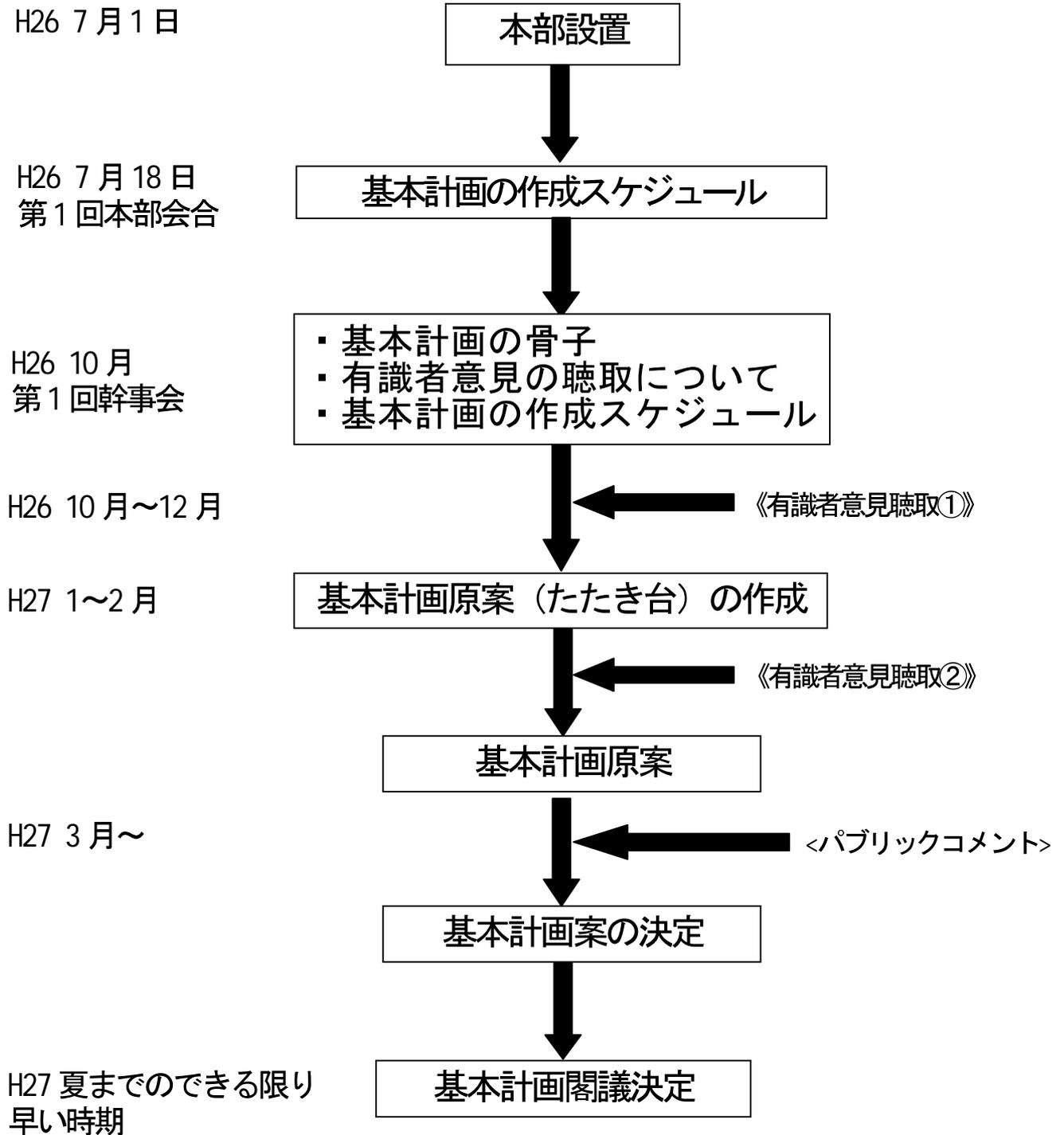
本部員：本部長、副本部長以外の全ての国務大臣

※なお、全府省から構成する局長級の幹事会をあわせて立ち上げ

## 3. 今年度の動向

- ・ 4 月 2 日 水循環基本法が公布
- ・ 5 月 20 日 水循環政策担当大臣に太田国土交通大臣が任命される
- ・ 7 月 1 日 水循環基本法の施行  
水循環政策本部設置及び本部事務局の設置
- ・ 7 月 18 日 第 1 回本部会合開催
- ・ 8 月 1 日 水の日、関連行事の実施
- ・ 10 月 10 日 水循環政策本部幹事会（局長級）開催  
(水循環基本計画の骨子の決定・公表)
- ・ 10 月 20 日 環境省 中央環境審議会 水環境部会にて意見聴取
- ・ 10～12 月 有識者意見聴取①
- ・ 1 ～ 2 月 水循環基本計画の原案作成、有識者意見聴取②
- ・ H27 夏までのできる限り早い時期水循環基本計画の閣議決定

# 水循環基本計画の作成に向けたスケジュール



# 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 水循環基本計画（第十三条）

#### 第三章 基本的施策（第十四条—第二十一条）

#### 第四章 水循環政策本部（第二十二条—第三十一条）

### 附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきている。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。

(基本理念)

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・<sup>かんよう</sup>涵養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部長は、水循環政策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（水循環政策本部員）

第二十七条 本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 2 月 6 日

尾張地域水循環再生地域協議会  
各 構 成 員 様

水 地 盤 環 境 課 長  
(水循環再生地域協議会事務局)

水循環基本法に係る官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」への  
参加について (協力依頼)

日頃より水循環の再生について御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、このたび環境省において、平成26年4月2日に公布された「水循環基本法」(同年7月1日施行)に基づき、広く国民に対して、健全な水循環の維持又は回復のための取組の促進と国民の意識の醸成を図るための情報発信等を促進することを目的とした官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」が発足され、別添のとおり環境省水・大気環境局水環境課長より協力依頼がありましたので、当プロジェクトへの積極的な参加と啓発等に御協力をお願いします。

また併せて、関係部署・関係団体等へ周知をお願いします。

<御協力頂きたい事項>

1. 当プロジェクトへの参加
2. 関係部署、関係団体等への周知
3. その他、当プロジェクトの周知

担 当：愛知県環境部水地盤環境課  
調査・計画グループ (岡田、高橋)  
(尾張地域水循環再生地域協議会事務局)  
電 話：052-954-6221 (ダイヤルイン)  
F A X：052-961-4025  
電子メール： [mizu@pref.aichi.lg.jp](mailto:mizu@pref.aichi.lg.jp)

環水大水発第 1412105 号  
平成 26 年 12 月 10 日

各都道府県・中核市・政令指定都市  
水環境行政  ご担当者様

環境省 水・大気環境局  
水環境課長 大村 卓



水循環基本法に係る官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」  
へのご参加について（協力依頼）

日頃は、水環境行政への御理解、御尽力を頂き、誠にありがとうございます。

このたび、環境省では、平成26年4月2日に公布された「水循環基本法」（同年7月1日施行）に基づき、広く国民に対して、健全な水循環の維持又は回復のための取組の促進と国民の意識の醸成を図るための情報発信等を促進することを目的とした官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」を発足させました。

本プロジェクトは、水環境の保全を含む健全な水循環の維持・回復について、①民間の主體的・自発的・積極的な活動、②官民連携に焦点を置き、広く国民の理解と関心を深めるとともに、具体的な取組の推進や取り組み相互の連携協力の機会をつくり、全国的な幅広い取組みを推進することを目的とします。

また、環境省では今後、関係省庁や参加企業等と連携し、当プロジェクトを推進するとともに、地方公共団体等とも連携を図り、全国的な意識の醸成等を図って参ります。

つきましては、貴都道府県・政令指定都市におかれましても、当プロジェクトの目的等にご理解を賜るとともに、プロジェクトへの積極的な参加と啓発等にご協力をお願い申し上げます。

また併せまして、関係部署・関係団体等へ周知をお願い申し上げます。

<御協力頂きたい事項>

1. 貴都道府県・政令市、各市町村における当プロジェクトへの参加  
（※都道府県におかれましては、政令市以外の管下市町村への周知方につきまして宜しくお願いします）
2. その他、関係部署、関係団体等への周知
3. 各都道府県、各市町村における当プロジェクトへの参加
4. その他、当プロジェクトの周知等

<お問合先>

環境省 水・大気環境局 水環境課  
担当者：企画係 田中  
電 話：03-5521-8304  
FAX：03-6222-4823



# Water Project

今こそ考えよう。みんなの水と未来。

平成26年12月10日

環境省

## 1. Water Project の概要

### <目的>

「健全な水循環の維持、回復」などを目的として、平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、国、地方自治体、事業者等がそれぞれの役割のもとに、健全な水循環の維持・回復のための取組みを積極的に推進することが求められています。

#### 「健全な水循環」とは：

「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。

「健全な水循環」とは、水循環が、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態をいいます。

本プロジェクトは、健全な水循環の維持・回復について、①民間の主体的・自発的・積極的な活動、②官民連携に焦点を置き、広く国民の理解と関心を深めるとともに、具体的な取組の推進や取組み相互の連携協力の機会をつくり、全国的な幅広い取組みを推進することを目的とします。

具体的には、水循環の維持・回復に関わる様々な主体の参加を得て、共通のシンボルマークやポータルウェブサイト、事務局等が行う関連行事などの仕組みを、それぞれの主体の取組みにおいて活用することにより、官民の多様な取組みが一体的なものであることを示し、また、露出を高めて国民の認知を高めることをねらいとします。

なお、プロジェクト及び共通シンボルマークは、特定の商品等の販売促進のための使用を意図するものではありません。

<対象主体> 民間企業、NPO等民間団体を中心に国・地方公共団体も連携して活動。

<対象活動> 健全な水循環の維持又は回復等を目的とした取組や啓発活動。

(主に下記①～⑥の活動等)

### <活動例>

- ①健全な水循環の保全を目的とした山林の植林・保全活動
- ②健全な水循環を目的とした河川や海洋環境の保全活動等の取組や事業等
- ③事業活動等における水資源の有効活用、節水排水等に向けた取組、商品・技術、サービス等の提供等
- ④水資源の保全や有効活用のために取組む活動
- ⑤健全な水循環の保全を目的とした国際的な取組に関する活動
- ⑥その他、健全な水循環の保全等に関する取組（具体的に記載ください。）

＜参加企業・団体＞（引き続き多数の企業等へ参画依頼活動継続中）

＜関係省庁＞

水循環政策本部事務局、環境省

＜参加企業等＞

CDP事務局、アクアクララ株式会社、アサヒグループホールディングス株式会社、株式会社伊藤園、SMBC日興証券株式会社、エムケー精工株式会社、オルガノ株式会社、花王株式会社、鴨川シーワールド、キリン株式会社、株式会社クボタ、株式会社グランピスタホテル&リゾート、下水道広報プラットフォーム（GKP）国連大学サステイナビリティ高等研究所、株式会社コーセー、株式会社サントリーホールディングス、株式会社資生堂、しながわ水族館、住友ゴム工業株式会社、積水ハウス株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、ダイキン工業株式会社、ダイドードリンコ株式会社、株式会社東芝、東京都葛西臨海水族園、TOTO株式会社、日本電気株式会社、（一社）日本エンパワーメントコンソーシアム、（公財）日本環境協会、日本コカ・コーラ株式会社、NPO法人日本水フォーラム、ネスレ日本株式会社、パナソニック株式会社、メタウォーター株式会社、ライオン株式会社、株式会社横浜八景島（横浜・八景島シーパラダイス）

（平成26年12月10日：36社）

＜今後の展開＞

環境省においては、水循環の保全等に関する施策を総合的、一体的に推進するためのブランドとしてウォータープロジェクトを統一的に活用し、国民への理解と啓発を促す。

地方公共団体においては、地域毎の水循環施策や名水地等の資源などを同プロジェクトのもとで周知・啓発することなどにより、全国的一体感を創出し、国民の関心を高める。

民間企業、NPO等民間団体においては、これまで取組んできた、あるいはこれから取り組む水循環の保全等に関する活動を、同プロジェクトを活用して引き続き実施、啓発することで、国民に向けて水循環の保全に係る多様な業種・業界への理解を深めるとともに、官民の一体感を創出する。また、我が国の優れた水資源のブランド化や世界へ向けた発信等を図る。

## 2. Water Project 運営の仕組み

### 【基本的考え】

参加してもらおう企業団体・自治体・機関は、プロジェクトに参加する主体であり、その取組みは、プロジェクトの活動として位置づけられる。これまで環境省が参加を呼び掛けている内容は「水環境の保全の推進やその啓発」であったが、他省庁においては、それぞれの関心等に応じ呼び掛けるものとする。そのほか、参加団体等として位置づけられることによる縛りは、プロジェクト理念への同意や活動の実践、ロゴ規定の遵守などごく限定的なものである。

### 【各主体の役割等】

#### ○環境省（プロジェクト事務局）

- ・地方自治体へのプロジェクトへの参加呼びかけ
- ・参画団体リストの作成
- ・ロゴの保持、ポータルサイトの維持運営、プロジェクト自身の広報活動等

○他の参加企業団体（地方公共団体、民間企業等）：

- ・ プロジェクトの趣旨に沿った主体的活動をプロジェクトの活動として位置づけ。  
（＝共通シンボルマークの使用、ポータルサイトへの情報提供等）

承認方法：

地方公共団体からの紹介を契機として、あるいは自発的に、プロジェクトの趣旨への賛同とその具体的な活動等について、プロジェクト事務局に参加を申請。プロジェクト事務局には簡単な確認の後、適切なものを参画団体として承認し、参加団体リストに追加する。参加団体は、共通シンボルマーク等の利用が可能となる。

### 3. 共通シンボルマーク



水が地球を支えていることを表し、人類共通の財産である水資源を守るため、水循環の健全性の重要性の理解とその維持・回復を推進するシンボルであり、メッセージと水の日を添えている。

国、地方公共団体、民間企業、民間団体等、プロジェクトに参加する団体等が、その活動や啓発において自由に使用。

### 4. 普及啓発活動のコンセプト

広く国民に向けて、水循環基本法の理念の理解や健全な水循環の理解を促すとともに、以下の「3つのアクション」をキーワードとして発信・啓発する。

◆3つのアクション※

- 「みんなの水」について【知ろう！】  
水循環の仕組みやそれに関わる様々な水資源の保全活動などについて、知ってみよう。
- 「みんなの水」について【考えよう！】  
1年後、10年後、100年後の「みんなの水」について、何が必要か、何が出来るか、考えてみよう。
- 少し意識を変えて大切に【使おう！】  
知って、考えて、それぞれが思う「みんなの水」を、昨日より少しだけ意識を変えて大切に使いこよう。

※具体的アクションは、今後の民間の動きを踏まえて追加等していく予定。またこのほか、2015年「水の日」に向け、全国で一体的に実施できるシンボルアクションを検討中（例：水を飲む、植物への水やり、身近な人に水を贈る等）

### 5. Water Project ポータルサイト

<URL> <https://www.eeel.go.jp/water-project/>

環境省、地方公共団体、民間企業、NPO等民間団体などが、健全な水循環の維持・回復に関する取組等の情報を広く国民へ発信するためのポータルサイトとして、総合的に運用するサイト。

<今後の主なコンテンツ>

- ・「水の日」イベント報告ページ
- ・参加団体（地方公共団体、民間企業等）の取組紹介 等

# ウォータープロジェクト 参加同意書

みんなではじめよう!



**Water Project**

今こそ考えよう。みんなの水と未来。

8月1日は水の日です

平成26年12月10日

環境省

# 参加申請の流れ

「ウォータープロジェクトサイト」(<https://www.eeel.go.jp/water-project/>) より、以下の手順に従って、参加申請を行ってください。  
 なお、申請には、「ウォータープロジェクト」の目的等に同意頂く必要があります。

ウォータープロジェクトの目的をご確認ください。



参加主体、担当者等についてご記載ください。



ウォータープロジェクトの目的等にご賛同ください。



ウォータープロジェクトとして取組む分野をご登録ください。



**WELCOME !**



**登録完了!**

Water Project  
 今こそ考えよう。みんなの水と未来。  
 6月11日は水の日です



次へ

**登録が承認されると…**

ご登録頂いた「取組項目」やPR、希望される関係サイトのURLなどが公開されます。



## ウォータープロジェクトの目的

「健全な水循環の維持、回復」などを目的として、平成26年7月に「水循環基本法」が施行され、国、地方自治体、事業者等がそれぞれの役割のもとに、健全な水循環の維持・回復のための取組みを積極的に推進することが求められています。

「健全な水循環」とは：

「水循環」とは、水が、蒸発、降水、流下または浸透により、海域等に至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。

「健全な水循環」とは、水循環が、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態をいいます。

本プロジェクトは、健全な水循環の維持・回復の重要性や様々な主体において進められている取組みについて、広く国民の理解と関心を深めるとともに、取組み相互の連携や協力の機会をつくり、さらに幅広い主体の取組みを推進することを目的とします。

### ウォータープロジェクト 参加企業・団体活動規約を読む (PDF)

- 参加企業・団体活動規約を読み、規約に同意しました。

### ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約を読む (PDF)

- 共通シンボルマーク使用規約を読み、規約に同意しました。

キャンセル

参加申請書ページへ

TOP ページに戻る

## 1. 目的

企業・団体活動規約（以下「本活動規約」という。）は、本プロジェクトに参加するすべての企業・団体（以下「参加企業・団体」という）が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. 参加資格等

- (1) 日本国内のすべての企業・団体（政治団体及び宗教法人を除く）はウォータープロジェクト事務局（以下「事務局」という。）に対し、申請書を提出し、参加承認を得ることで本プロジェクトに参加することができます。
- (2) 参加企業・団体は、既に行っている活動やこれから行う予定の活動を含め、健全な水循環の維持又は確保に向けた取組をご登録いただきます。
- (3) 参加申請に関する書類は、参加申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。
- (4) 参加申請に関する資料は返却いたしません。また、これらの書類は事務局到着後1年間保管し、保管期間を経過したものは破棄いたします。

## 3. 参加の不承認

別記様式第1号の申請書を提出しても、次のいずれかの場合には事務局の判断により参加承認されないことがあります。

- (1) 申請に必要な参加企業・団体の概要、営業内容等を説明する資料に不備がある場合
- (2) 申請内容に虚偽が認められる又は不適切であると判断される場合
- (3) 取組内容に不正があると判断される場合
- (4) その他、事務局が不適切と判断する場合

## 4. 活動内容

参加企業・団体は、本プロジェクトの目的を達成するために、参加申請時にご記入頂いた活動内容を含め、健全な水循環の維持又は回復につながる技術や活動、取組を行っていただくとともに、広く国民に向けて啓発していただきます。

## 5. 共通シンボルマークの使用等

参加企業・団体は、参加申請承認後、共通シンボルマーク使用規約に準じて共通シンボルマークを無償で使用することができます。

## 6. 不適切な活動

事務局は、参加企業・団体またはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該参加企業・団体等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 共通シンボルマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合  
例) 共通シンボルマークを活用し、詐欺行為、強制行為を行った場合  
例) 共通シンボルマークの使用において、本プロジェクトの目的とは異なる場合
- (3) その他本プロジェクトの目的に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

## 7. 参加承認の取消

事務局は、参加企業・団体が次のいずれかに該当する場合、当該参加企業・団体の参加承認を取り消すことができます。

参加承認を取り消された参加企業・団体は、以後、共通シンボルマークの使用ができなくなります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 上記7に掲げた不適切な活動に対する事務局からの是正等に応じなかった場合
- (4) その他、本プロジェクト、事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

## 8. 規約の改訂

- (1) 本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。
- (2) 本活動規約の改訂により賛同企業・団体に不利益が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 附 則

本活動規約は、2014年12月10日から施行します。

## ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約

最終更新日：2014年12月10日

### 1. 目的

ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、健全な水循環の維持又は回復に向けたプロジェクト「ウォータープロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）に参加する企業・団体（以下「参加企業・団体」という。）が、自己の参加を示すために、ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク（以下「共通シンボルマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. 共通シンボルマークの使用許可等

- (1) 本プロジェクトに参加する日本国内のすべての参加企業・団体（政治団体及び宗教法人を除きます。）は、申請書をウォータープロジェクト事務局（以下「事務局」という。）に提出し、参加企業・団体として参加申請承認を受けることにより共通シンボルマークを無償で使用することができます。
- (2) 参加企業・団体参加申請承認には事務局に申請書類が到着してから10営業日程度を要しますので、余裕を持って申請してください。
- (3) 参加企業・団体は、共通シンボルマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- (4) 個人資格（参加企業・団体の構成員を含む。）では共通シンボルマークを使用することができません。
- (5) 参加申請承認を受けた参加企業・団体が本プロジェクトの参加資格を喪失又は取り消された場合、当該参加企業・団体は共通シンボルマークを使用することができません。
- (6) 共通シンボルマークの使用法、表現については使用される方の責任で、十分にご注意ください。誤った使用に関するクレーム等には、環境省及び事務局は一切責任を負いかねます。

### 3. 使用方法

- (1) 参加企業・団体は本プロジェクトが定める「共通シンボルマーク使用ガイドライン」に従い、自由に共通シンボルマークを使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。それらに違反した場合は、本プロジェクトの参加資格を取り消すこともありえます。
  1. 主として、特定の政治、思想、宗教、募金(※)等の活動と結び付けて使用する場合（※但し、水循環に関する取り組みに直接結びつく募金活動は除く）
  2. 健全な水循環の維持又は回復の正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
  3. 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
  4. 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
  5. 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
  6. 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
  7. その他、事務局が不適切と判断する場合
- (2) 参加企業・団体は、共通シンボルマークの使用にあたっては、原則、自己が本プロジェクトに参加していることを示す文言を付記することとする。

### 4. 規約の改訂

- (1) 本使用規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。
- (2) 本使用規約の改訂により参加企業・団体に不利益が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

### 附 則

本使用規約は、2014年12月10日から施行します

# ウォータープロジェクト

## 参加申請書

- <参加主体>    企業    団体    自治体  
<参加単位>    組織全体    部署    事務所/事業所    その他

- 企業、団体名  
代表者名  
所在地  
サイトへリンク希望するURL

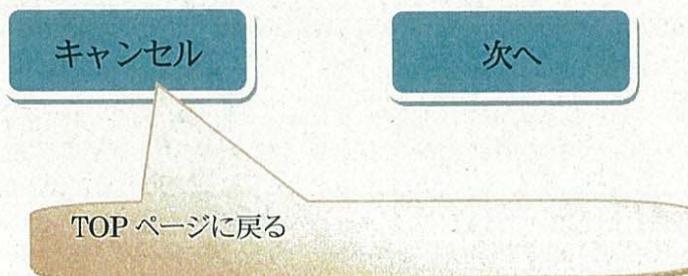
### <担当者連絡先>

- 担当者名  
所属部署名  
電話番号  
メールアドレス  
FAX番号

### <同意項目>

- ウォータープロジェクトの目的に賛同し、参加します。
- 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、その利用は適正に行い、現在及び将来の国民全てがその恵沢を享受できることが確保されるよう努めます。
- 水の利用にあたっては、水循環に及ぼす影響が回避される又は最小となるよう務め、健全な水循環が維持されるよう配慮します。
- 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることを認識し、水循環に関する国際的取り組みに積極的に協力します。
- 健全な水循環の維持又は回復のために国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策について積極的に協力するよう努めます。

- 「水の日」を国民に対して積極的に周知するとともに、水循環の重要性等について自らの取り組みを通じて啓発するよう努めます。
- その他、水循環の維持又は回復に資する事業活動や環境活動、啓発活動等に積極的に取り組むよう努めます。
- ウォータープロジェクト参加企業・団体活動規約、ウォータープロジェクト共通シンボルマーク使用規約に同意します。



## 取組・PR

<取組・活動分野> (複数選択可。予定の取組みも可。)

- ①健全な水循環の保全を目的とした山林の植林・保全活動
- ②健全な水循環を目的とした河川や海洋環境の保全活動等の取組や事業等
- ③事業活動等における水資源の有効活用、節水排水等に向けた取組、商品・技術、サービス等の提供等
- ④水資源の保全や有効活用のために取組む活動
- ⑤健全な水循環の保全を目的とした国際的な取組に関する活動
- ⑥その他、健全な水循環の保全等に関する取組 (具体的に記載ください。)

( )

そのほか、貴社・貴団体の取組について、PR等あれば記載願います。

[入力内容確認へ](#)

共通シンボルマークダウンロード (ログイン)

ログイン

ID

パスワード

ログイン

共通シンボルマークダウンロード



ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約を読む (PDF)

ダウンロード

(ZIP : 000MB)